



発行 東京都

目次

告示

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………
- ……………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 介護保険法による指定調査機関の休止……………
- ……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…
- 都市計画の案(七件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部交通企画課・街路計画課)…
- 開発行為に関する工事を完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告示

●東京都告示第千二百五十二号
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい

う。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和三年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

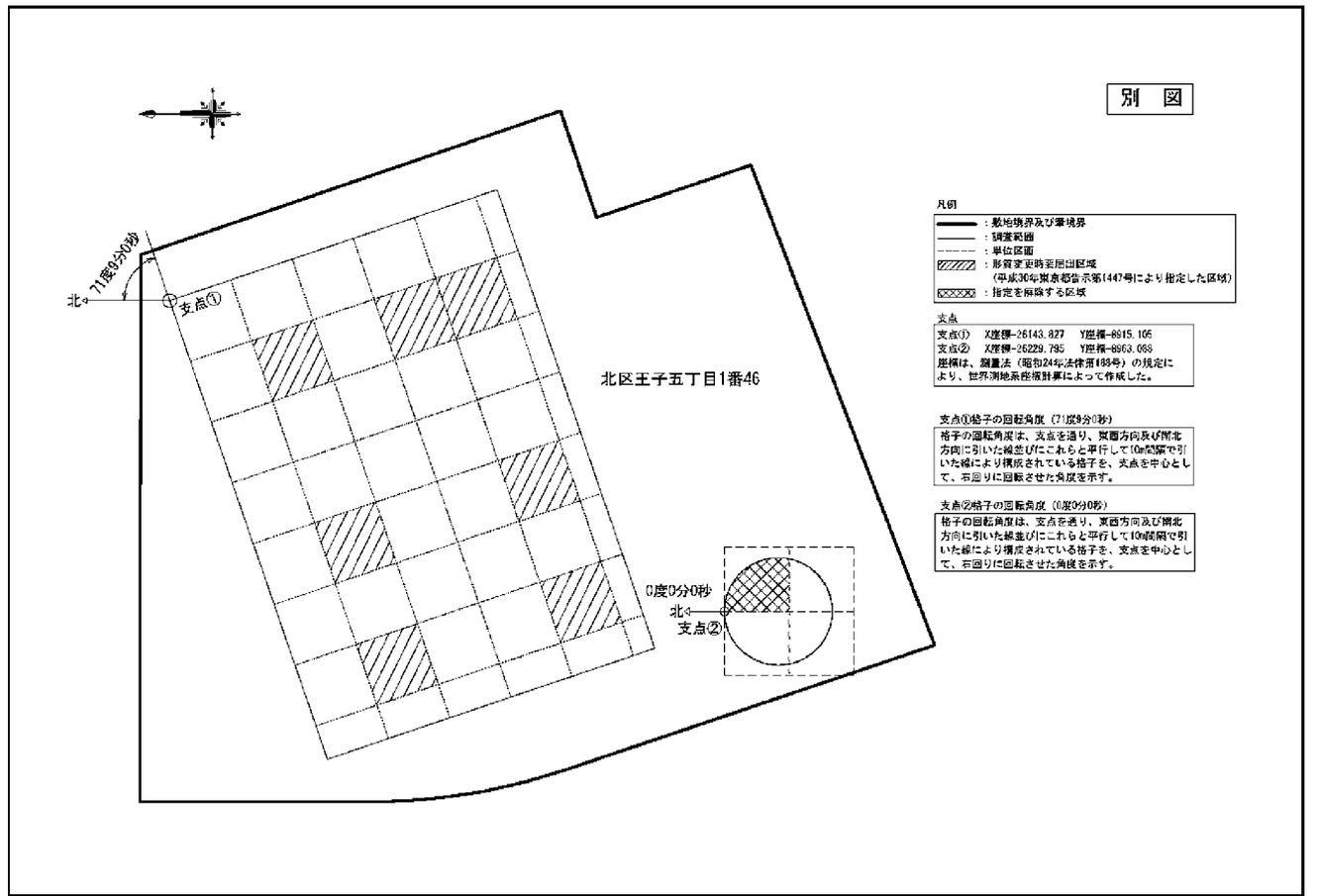
- 一 支援法人の名称 社会福祉法人大三島育徳会
- 二 支援法人の住所 世田谷区鎌田三丁目十六番六号
- 三 支援業務を行う事務 世田谷区鎌田三丁目十六番六号 所の所在地
- 四 指定年月日 令和三年九月二十九日

●東京都告示第千二百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第六十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和三年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子五丁目 地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千二百五十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十一の規定により指定調査機関の休止を許可したので、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三十七条の九の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

一名 称 一般社団法人地域ケア総合評価機構

二 所在地 足立区柳原一丁目七番八号 F K S 柳原別館二階

三 休止年月日 令和三年九月一日

四 許可年月日 令和三年九月一日

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成三十五年法律第百七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

<p>一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類</p> <p>追加する部分 東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目東地区）</p> <p>二 縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び中央区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和三年十月十三日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画用途地域</p> <p>第一種低層住居専用地域 削除する部分 練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町七丁目及び大泉学園町八丁目</p>	<p>当該事項を定める土地の区域</p> <p>追加する部分 中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各区内</p> <p>東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び中央区役所</p> <p>公告の日から二週間</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>	<p>一 第一種中高層住居専用地域 削除する部分 北区赤羽台一丁目、赤羽台三丁目、赤羽西一丁目及び練馬区大泉学園町四丁目各区内</p> <p>追加する部分 北区赤羽台一丁目、赤羽台三丁目、赤羽西一丁目、練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町七丁目及び大泉学園町八丁目各区内</p> <p>変更する部分 練馬区平和台三丁目、平和台四丁目及び早宮二丁目各区内</p> <p>削除する部分 新宿区津久戸町、下宮比町、筑土八幡町及び新小川町各区内</p> <p>追加する部分 新宿区津久戸町、下宮比町、筑土八幡町及び新小川町各区内</p> <p>削除する部分 新宿区下宮比町及び新小川町各区内</p> <p>二 縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）並びに新宿区役所、北区役所及び練馬区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和三年十月十三日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画公園及び昭島都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>	<p>二 縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）並びに新宿区役所、北区役所及び練馬区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>臨海副都心有 明南地区地区 各地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び江東区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画公園及び昭島都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画公園及び昭島都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>臨海副都心有 明南地区地区 各地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び江東区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>

令和三年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子
都市計画を定める土地の区域

一 都市計画の種類
立川都市計画公園及び昭島都市計画公園

第九・六・一 追加する部分
号昭和記念公園
昭島市もくせいの杜二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに立川市役所及び昭島市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

第一号線本線 変更する部分

中央区日本橋小網町地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道路
都市高速道路
第四号線分岐線
変更する部分
中央区日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月十三日

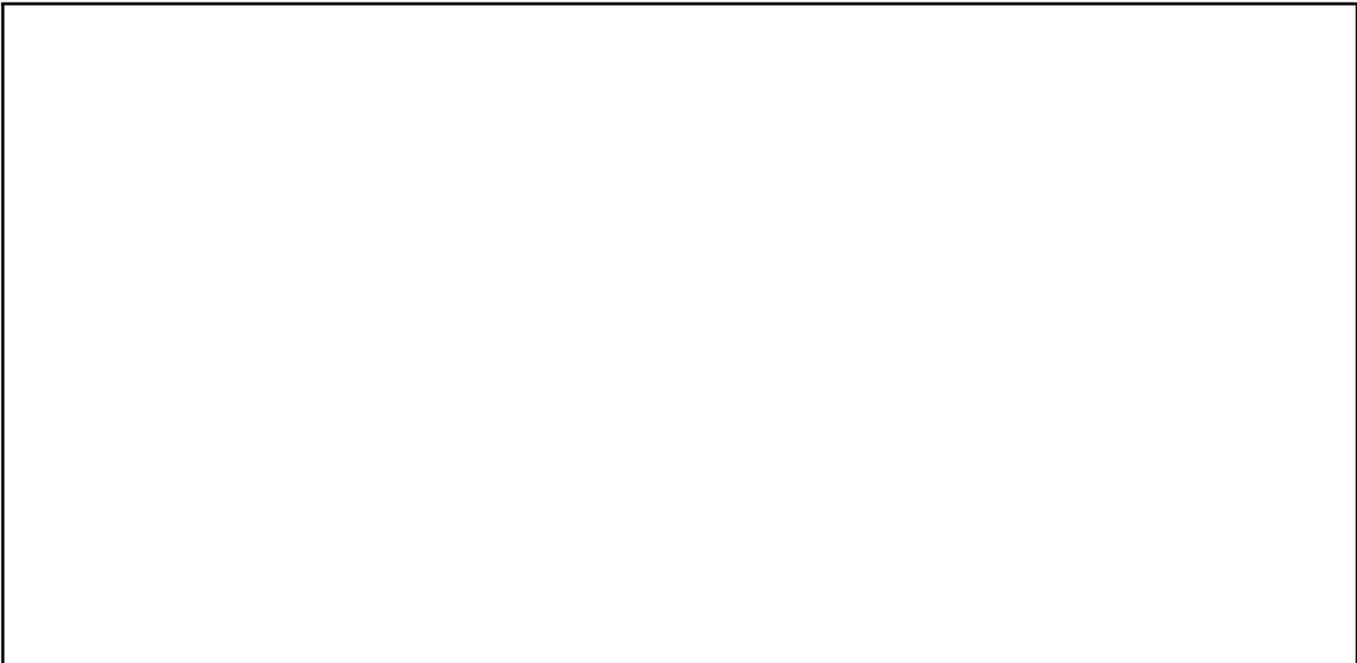
東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道路
幹線街路補助線街路第二十八号線
追加する部分
大田区山王二丁目地内
削除する部分
大田区山王二丁目地内

変更する部分

品川区八潮一丁目、八潮二丁目、八潮三丁目、東品川三丁目、東品川四丁目、南品川二丁目、南品川三丁目、南品川五丁目、東大井四丁目、東大井五丁目、東大井六丁目、大井一丁目、大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、大井六丁目、大井七丁目、大田区東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目、東海六丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、池上一丁目、池上三丁目、池上四丁目、池上五丁目、池上六丁目、池上七丁目、池上八丁目

<p>目、千鳥一丁目、千鳥三丁目、下丸子一丁目、下丸子二丁目及び下丸子三丁目各案内</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに品川区役所及び大田区役所</p> <p>公告の日から二週間</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和三年十月十三日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p> <p>一 都市計画の種類 八王子都市計画道路</p> <p>追加する部分 三・三・七十 四号左入美山線</p> <p>八王子市谷野町、みつい台一丁目、みつい台二丁目、犬目町、川口町及び西寺方町各案内</p> <p>削除する部分 八王子市谷野町、犬目町、川口町及び西寺方町各案内</p>	<p>変更する部分</p> <p>八王子市左入町、滝山町一丁目、谷野町、犬目町、川口町、西寺方町及び美山町各案内</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び八王子市役所</p> <p>公告の日から二週間</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和三年十月十三日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>浅井勉</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>小平市小川町一丁目三百六十二番一、同番三十二、同番三十三の一部、三百六十五番七から同番十まで、同番十五、同番十六、三百六十七番二及び三百八十一番二</p> <p>小野 康子</p> <p>小平市小川町一丁目三百六十五番地の六</p> <p>西東京市東伏見三丁目六番十九号</p> <p>タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕</p> <p>三鷹市北野四丁目百十番一、同番十四、百十三番二、百十</p> <p>武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業</p>	<p>四番二及び百十五番十</p> <p>代表取締役 千葉雄二郎</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

